

屋外広告物等表示（設置）許可に関わる手引き

担当課：館山市建設環境部
都市計画課都市計画係
電 話：0470-22-3640

1 屋外広告物等表示（設置）許可 について

屋外広告物等表示（設置）許可は、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観を維持し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的としています。

千葉県屋外広告物条例第6条に、「広告物許可地域において、広告物を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と定められています。

（注）館山市は全域が都市計画区域で広告物許可地域あり、禁止地域も含まれます。
なお、知事の許可権限は市に委任されており、市が許可をしています。

2 申請される方へ

申請書の提出部数は、1部です。

申請（表示・設置）者の住所・氏名（法人の場合は法人名と代表者氏名）を記入して下さい。

申請書に記載のとおり、仕様書・図面等関係書類を添付して下さい。自己所有地でない場合は、同意書を必ず添付してください。

申請書の提出は、許可を受けようとする日の2週間前までにお願いします。

許可後に屋外広告物の変更（改造）、除却、管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）の変更、滅失がありましたら、該当する書類を1部提出して下さい。

3 許可できない場合

禁止広告物

禁止区域等における広告物等の表示（設置）

許可区域における禁止物件への表示（設置）

4 手数料

広告物等の種類・面積などにより異なります。

5 その他

屋外広告物の表示（設置）については、禁止地域や禁止物件があります。また、表示（設置）場所や種類・面積等によって、様々な規制があります。

申請前に、屋外広告物の表示（設置）について許可区域等や禁止物件であるかどうかなど、ご不明な点は担当課にご確認ください。